

## 総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和元年 12 月 6 日（金）午前 9 時 30 分
閉 会 日	令和元年 12 月 6 日（金）午後 3 時 48 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 さとうゆみ 副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 川合保生 ささせ順子 田崎あきひさ 富田えいじ 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件 のため出 席した者 の職氏名	市長 吉田一平 市長公室長 加藤正純 次長（総合政策担当）川本満男 次長（経営企画、人事、情報担当）横地賢一 人事課長 北川考志 課長補佐 浅井紳一郎 総務部長 中西直起 次長 飯島 淳 財政課長 嵯峨 剛 課長補佐 井上隆雄 財政係長 寺島卓哉 くらし文化部長 浦川 正 次長（たつせがある、悩みごと相談、生涯学習担当）日比野裕行 次長（安心安全、環境、文化の家担当）川本保則 たつせがある課長 磯村和慶 主幹 布川一重 課長補佐（地域協働担当）堤 健二 交流推進係長 中川暁敬 生涯学習課長 水野徳泰 課長補佐 森 健一 生涯学習係長 平岡優一 主幹（スポーツ担当）山本一裕 文化の家事務局長 靱山勝人

	<p>長寿課課長補佐（介護保険担当） 粕谷庸介  いきいき長寿係長 山田克仁  子ども未来課長 門前 健  建設部長 水野 泰  次長 加藤英之  土木課長 近藤泰介  主幹 丸山賢一  維持管理係長 閑谷乙温  みどりの推進課長 矢野克明  主幹 加藤 明  課長補佐 水野広道  中央図書館長 高崎祥一郎</p> <p>設計者  東畑建築事務所常務執行役員名古屋事務所長 瓦田伸幸  主任技師 久保久志</p> <p style="text-align: right;">計 37 人</p>
職務のため 出席した者 の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 水野敬久 書記 浅井良和
会 議 録	別紙のとおり

別紙

議長 あいさつ  
市長 あいさつ

**議案第 52 号 長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について**

人事課長 議案第 52 号について説明

さとう委員 増額するのは何人で、令和 2 年度の増減はどのようなか。

人事課長 最高で大卒初任給を月額 1,500 円引き上げ、最低で 35 歳ぐらいの職員が月額 200 円引き上がる。それ以外の職員は今回の改正では給料の増額はなし。勤勉手当は 424 人の全職員が増額の対象となる。令和 2 年度の人事院勧告はまだ出ていないため、今回の人事院勧告どおりである。

川合委員 住居手当はどのように算定しているのか。

人事課長 人事院勧告は、企業規模 50 人以上かつ、事業所規模 50 人以上の約 1 万 2,500 事業所の 50 万人を対象に調査している。調査で民間と差があったため、上乘せとなった。

川合委員 この住居手当では借りることができないと思うがどうか。

市長公室長 住居手当は、家賃の一部を手当として支給するものである。

田崎委員 家賃のチェックはどのようにしているか。

人事課長 毎年 9 月に契約書の写しや通帳のコピーなどを提出させて確認している。

田崎委員 10 月に転居したらどうするのか。

人事課長 転居したらすぐに届け出るように職員に通知している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論

富田委員 人事院勧告に基づく若年層の賃上げにより総額約 1,200 万円の支出増となる。本市が厳しい財政状況にあることは既に報告を受けている。その状況で市民に賃上げの理解を得るために支出以上の大きな事業の見直しを要望し賛成とする。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 56 号 長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例について**

土木課長 議案第 56 号について説明  
伊藤委員 市民への影響はあるのか。  
土木課長 例えば水路にふたをして自宅に乗り入れている場合は、減免措置の対象であるため無料となる。市民には影響がないため、占用料及び使用料の改定を事前に周知していない。  
伊藤委員 事業者への周知は事前にしているのか。  
土木課長 令和元年 6 月に大口占用者には占用料が改定される旨説明した。  
石じま委員 この改定により収入がどの程度増えるのか。  
土木課長 令和元年度の歳入実績は約 2,200 万円だが、令和 2 年度には約 2,700 万円となる見込みであり、約 500 万円増収する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論

伊藤委員 県条例が改正され、近隣市町でも条例改正により占用料を値上げする状況であるため、本市の値上げも仕方がないことである。事前に事業者の説明したことを評価し、賛成する。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 57 号 長久手市都市公園の指定管理者の指定について**

みどりの推進課長

議案第 57 号について説明

田崎委員 指定管理者となる団体の所在地の平池 806 番地は愛長造園だが、ここに緑化事業協力会があるのか。

みどりの推進課長

市内の6つの事業者の共同体であり、愛長造園が代表である。

田崎委員 持ち回りで代表が変わると住所も変わるということか。

みどりの推進課長

そのとおりである。

田崎委員 緑化事業協力会は、JV（共同企業体）のようなものか。

みどりの推進課長

JVではなく、民法上の組合である。

山田(か)委員 事業者によっては、公園に花を植えたりしているが、公園ごとに仕様書を定めているのか。

みどりの推進課長

市の仕様書によるものではなく、指定管理者の独自事業である。

山田(か)委員 事業者によって差はないのか。

みどりの推進課長

指定管理者の中で事業に対する差はない。

さとう委員 30万円未満の修繕回数が多い公園はあるのか。

みどりの推進課長

ボールが当たるたびに修繕したり、詰まりやすいトイレなどがある公園はある。どこかの公園が特に多いという認識はない。

富田委員 30万円未満としているのはなぜか。

みどりの推進課長

市では30万円未満を軽易な修繕としているため、簡易的なものは早期に発注できるようにして利用者に不便がないようにしている。

富田委員 仮に30万円未満の修繕が少なく、予算が余った場合は市に返金するのか。

みどりの推進課長

市が年間修繕費の額を指定しているわけではない。緑化事業協力会が協定額全体の中で対応しているため、返金はない。

ささせ委員 トイレの清潔さに差があると思うが、どのように管理しているのか。

みどりの推進課長

トイレの清掃は週1、2回である。最低清掃回数は設定しているが、状況によっては指定管理者がそれ以上の回数の清掃をしていることもある。

石じま委員 市か指定管理者どちらに連絡するか、わかるようにしているか。

みどりの推進課長

公園内に指定管理者の連絡先が掲示してあるため、利用者が直接連絡できるようになっている。ただし、市に直接連絡が来た場合は指定管理者に伝えている。

山田(け)委員 遊具の保守点検も指定管理の業務に含まれているのか。

みどりの推進課長

日常点検は実施しているが、市が専門業者に別途委託している。

さとう委員 指定管理料はいくらで、積算根拠はどのようか。

みどりの推進課長

年間 6,797 万 2,000 円である。提案者が算出しているため積算根拠はわからない。

さとう委員 提案どおり支払うのか。また、他にも安い事業者があったがそれを上回る利点があったのか。

みどりの推進課長

基本的にはこの金額である。今回、他の事業者は緑化事業協力会よりも高かった。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

### **議案第 53 号 長久手市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例について**

財政課長 議案第 53 号について説明

伊藤委員 使用料の値上げの原因は、消費税増税が関係しているとのことであったが、増税が反映されている点はどこか。

財政課長 維持管理費、人件費、減価償却費の 3 つの要素から積算している。維持管理費には、光熱水費などの消費税が間接的に含まれることになるため、維持管理費に消費税増税分を加算して計算式に盛り込んだ。

伊藤委員 過去 3 年分の維持管理費の平均に消費税増税分を加算したということか。

財政課長 そのとおりである。

伊藤委員 計算式で現在の使用料よりも値下げされる場合でも、据え置きにしている。値下げも値上げも同じようにおこなうべきではなかったのか。

財政課長 占有面積から受益者負担すべき割合を計算すると、約 22 パーセントであるが、現状では約 5 パーセントしか負担していない。この状況で値下げの施設、値上げの施設があることが正しいのか検討したときに市全体で本来負担すべき割合に少しでも近づけるために、値下げの施設については据え置きとした。

伊藤委員 本来負担すべき額にすることが適正化ではないのか。行政改革指針では「市民・利用者・行政による意見調整」としていたが、調整していな

いのではないか。

財政課長 行政改革指針には、令和2、3年度に市民との意見調整を行うとなっている。今回は、市の方針を決めて方針に基づいて使用料の算定方法を明確にしたうえで実施することから、市民と話し合うことはしなかった。市民への説明は足りなかった。

委員長 この際、暫時休憩

<午前10時40分休憩>

<午前10時45分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

石じま委員 行政改革指針では2年4か月後に改定するとしていたが、何故前倒しするのか。

総務部次長 消費税増税のタイミングで、市の課題となっていた受益者負担の適正化を行うことにした。

石じま委員 市民とどのような意見調整をしたのか。

財政課長 直接意見調整はしていない。議員に説明したのが最初である。

石じま委員 各施設の減免措置を精査できていないとのことであったが、全体の制度設計はどのようにしていくのか。

財政課長 減免措置は、各施設ごとの根拠もまちまちで経緯もわからない。多くの団体が減免の対象となっており影響が大きい。時間をかけて市民と意見交換する必要があるため、今回の改正では減免制度は見直さない。

ささせ委員 市民への周知はどうするのか。

財政課長 議案の可決後に広報、ホームページ、各施設で利用者に周知していきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

富田委員 手数料の額を整理したことは評価する。一方で、減免措置は整理されず、統一的な方針を示す予定がいまだにないことも報告された。値上げと減免は一緒に整理するべきものであると考える。値上げするにしても、市民にしっかり説明し、まずは大きな事業の見直しをするべきであるため反対する。

賛成討論 なし

反対討論

石じま委員 スポーツ協会にはさまざまな予算規模の団体がいる。値上げまであと

4か月しか期間がない。値上げが決まれば各団体では、どう影響があるのか、減免措置がどうなるのか考えるが、現状では市はビジョンを示せていない。今後10年を見据えて値上げ、減免措置、指定管理の制度設計をすべきであるが、現状では値上げしか考えていないため反対する。

賛成討論 なし

反対討論

伊藤委員

適正化するといいいながら、一つ一つを見ると単に財源が欲しいように捉えられてしまう。激変緩和についても議論が尽くされていない。適正化により事務が簡素化されればいいが、減免措置の規定をいまだに作らないことや例外を作るなど事務の簡素化にもつながらない。市の行政改革指針では、市民と意見調整するとしていたのに議員に説明しただけで調整していなかった。このようなやり方は、行政の一丁目一番地から外れるため賛成することはできない。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成少数により、否決

## 所管事務調査

### 1 要望書提出後の経過について

#### (1) リリモテラス公益施設整備事業

たつせがある課長

本事業の目的は、第5次総合計画の主要プロジェクトに掲げたリリモテラス構想を実現させるため、長久手古戦場駅前にまちの新たな顔として「リリモテラス」を整備し、その推進拠点である「リリモテラス公益施設(仮称)」(以下「公益施設」という。)を建設することである。本市における将来の人口減少・少子高齢に対応するための投資的事業であり、個人同士のつながりを含む新たなコミュニティ形成に資するものである。なお、公益施設は、まちの玄関口として新たな出会いやつながりを生み出すよう、「大学連携」、「観光交流」、「多文化共生」、「子育て支援」の4つのテーマを軸にした取り組みを想定し、機能や施設設計を検討している。

平成28年度に設計完了、平成29年度工事着工、平成30年度施設オープンの前定だったが、市民への事前周知及び意見収集等を丁寧に実施

し、平成30年度から市民が主体となって設計・管理運営を検討することとなった。そのため、令和元年度に設計完了、令和2年度に工事着工、令和3年度の施設オープンに変更した。財源は、国庫補助金の社会資本整備総合交付金を活用するとともに、市の一般財源は起債で対応する。また、設計段階で施設規模をできる限り縮小し、構造や設備等も高価にならないよう配慮する。このことから、本事業は所期の目的にかなうべく着実に取り組みを進めており、市民や本市を訪れる人たちにとって有益・有用な施設であると考えている。

まちの玄関口にふさわしい施設となるよう、4つのテーマを軸とした取り組みにより、魅力を醸し出し多くの利用を促すとともに、ここを訪れる市民や大学生、観光客、外国人など多様な人たちにとって親切で、居心地のよい空間となるよう工夫をしている。例えば、4つのテーマに関わる団体が施設内のオープンスペースでワークショップなど自主事業を展開し、市民の交流やまちづくりへの関心を促すとともに、買い物や散歩の途中にここを訪れた人たちがカフェでお茶を飲んだり、インフォメーションで生活関連の情報が入手できるようにするなどフレキシブルな運用を検討している。また、新しく市民になった人やボランティアに興味がある学生など個人でも気軽に相談できるコンシェルジュ機能も備えたいと考えている。これらの事業や機能、施設規模などは、市民が自主的に設計・管理運営を検討する中で市に提案されたものであり、これらを考慮して現在設計に反映させているところである。

リコモテラスのリーディング施設であり、長久手古戦場駅周辺のエリアマネジメントを考える上で不可欠な施設と考えている。一方、同テラス内及び周辺には公益施設と連携できる公共施設や商業施設などが存在し、相互の活用により相乗的な効果が期待できる。そのため、公益施設の建設を契機に、隣接する長久手中央2号公園の活用や大型商業施設との事業面での連携などが推進されると考えている。また、多くの自治体では、現在人口減少により駅前施設や中心市街地の空洞化が叫ばれており、公民連携によるエリアマネジメントが有効な手段であると言われている。公益施設においては、幸いにも市民が自主的に設計・管理運営の検討を行っており、市としても公設民営による管理運営を方針として掲げている。リコモテラスは、本市のほぼ真ん中に位置し、駅前でもあることから人や情報の往来が盛んである。また、周辺には古戦場公園や博物館・美術館など観光・文化施設もあり恵まれた環境にある。さらに、モリコロパークでは、現在ジブリパーク構想が進められており本エリアの重要性がますます高まってきている。そのためにも、この機会に公益施設の整備は不可欠であると考えている。

設計者

「みんなで造る」「ゆっくり造る」「ずっと造る」を進めてきた。木造平屋建ての面積約400平方メートルで計画している。コンセプトである「新たなつながりをデザインする場」を実現するために、多くの市民と

協議を進めてきた。貸室がメインではない。中心に大きな廊下があり、まわりに小さな部屋がある構造で、共用部の大きな廊下をメインにふらっと気軽に立ち寄ることができる「新たなつながり」を促進させるように設計している。天井の高さが低くなると圧迫感を与えてしまうため、大きな廊下は小さな部屋よりも天井を高くしている。小さな部屋は、つながりが深まってから落ち着いて活動できるようなスペースとして考えている。小さな部屋やトイレの上には、ロフトのようなものを設置して、倉庫などのスペースとして活用できるようにする。小さな部屋で活動する際には、大きな廊下と隣接しているため、間仕切りをフルオープンにすることで、小さな活動が大きな活動として溢れ出し、活動を連鎖させることができる。西側の古戦場公園は「変わらないもの」、東側の大型商業施設は「変わるもの」と捉えるとメッセージ性が強い立地である。このため、力強い家型の建物を組み合わせることにより時代の波に流されないようにしている。ランニングコストを少しでも減らせるよう光や風などの自然を取り入れながら、快適な環境を作るためシミュレーションしながら、開口部と壁のバランスを検討している。在来軸組工法を採用し、地域の大工でも造ることができる構造となっている。集成材や特殊な金具などのコストがかかるものではなく、一般住宅など同様の素材を使用し、できる限りコストのかからないようにしている。構造躯体が露わになることで、木材が呼吸できる状態になり、木が傷みにくい構造である。内装は、土や木などの自然素材を使用することで、工事中も皆さんに参画していただけるようにしている。例えば、ウッドデッキや壁に木を張る、土壁をみんなで塗る、外構の植樹、家具作りなどを利用者と一緒にできる。約400平方メートルの小さな規模の建物であるため、法律で耐火性能を求められていないが、大きな廊下は見通しがよく初期消火しやすい。また、消火器をバランスよく配置することで防火対策をしている。大きな廊下では、天井が高いため居住域空調を取り入れており、快適な環境を目指している。小さな部屋は一般住宅レベルの空調を設置する。大きな廊下は、手が届く場所に照明や開閉が必要な窓を設置してメンテナンスを容易にできるようにしている。設計段階から管理運営を考えており今後も運営協議会と一緒に設計を進めていきたい。

富田委員 リニモテラス公益施設を古戦場公園駅から見たときに、長久手の顔に見えるか。

たつせがある課長

屋根が高くシンプルな外観で、駅から見たときに背面の古戦場公園と調和する。まちの顔にふさわしいデザインである。

山田(か)委員 木をふんだんに使っているが、時が経過しても色がくすんだり亀裂が入るなど外見が悪くならないか。

たつせがある課長

時が経つと木材の風合いが増してくる。メンテナンスもリノモテラス運営協議会（以下「運営協議会」という。）と一緒に話し合っている。悪くなったものを取り替えやすい構造である。

山田(か)委員 どのような構造なのか。

設計者 一般住居で使われているような小さな断面の部材は十分に乾燥された状態で躯体に使うことができる。大きな断面の部材は5、10年で亀裂が入ってしまう。構造的に変化がない建物が作れると考えている。

ささせ委員 このデザインは、30年経っても古さを感じないか。

設計者 屋根にはガルバリウム鋼板などのメンテナンスが必要無い部材で考えている。

山田(け)委員 無垢の心材をメインに使うのか。

設計者 そのとおりである。

富田委員 構造が入り組んでいるが、掃除はできるのか。

設計者 長い棒状のもので掃除できる。また、居住域空調のため、吹き抜けからホコリが落ちてこない。メンテナンス方法を今後しっかり協議していきたい。

富田委員 市民と一緒に公益施設を造っていくために、壁塗りなどを呼びかけるのか。

設計者 施工段階から市民と一緒にすることで建物への愛着が増す。そのチャンスを活かすために、なるべく扱いやすい素材を使う。

富田委員 長久手中央2号公園の活用方法はどのようなか。

主幹 公益施設だけでは、難しいが、リノモテラスをエリアで考えれば所期の目的を達成できる可能性はある。平成30年度から、たつせがある課の管理となった長久手中央2号公園は、現状のままでは日陰や緑が少ない。活用計画をたて、公園をグレードアップしたい。

川合委員 広い空間だが、空調はどうするのか。

設計者 冷暖房ともに居住域だけの空調である。床下など風が出る方法だが、冷風を下から出すかは検討中である。

川合委員 内装の木材はむき出しなのか。

設計者 そのとおりである。

川合委員 子どもが登ると思うが大丈夫か。誰が子どもを見守るのか。

設計者 今後ルールを運営協議会と検討していく。

川合委員 最初から危険性のあるものを造るのはおかしくないか。責任は誰がとるのか。

たつせがある課長

指摘のあった部分も含めて今後検討していく。

田崎委員 平成28年10月20日にプロポーザルを実施しており、実施要領の業務内容には、「施設整備後の管理運営体制を検討する。管理運営の主体となりえる人、団体等を発掘し勉強会の開催によって体制を構築するための人材育成を実施する」と記載されている。人材育成の成果はどのよ

- うか。
- 設計者 100プロジェクトでは、市民が継続的に施設の管理運営をするのは難しいことがわかった。4つのテーマに関連した団体であれば、施設のコンセプトにあわせながら運営していけると考え、話を進めている。
- 田崎委員 人材を育成するのではなく、既存の団体をコーディネートしていくということか。
- 設計者 100プロジェクトの参加者には、施設の管理運営に興味を持っている方もおり、メンバーに加えて話を進めている。
- 田崎委員 自主財源で管理費をまかなっていくビジョンはあるか。
- 設計者 施設の規模が小さく、全ての事業費を生み出すのは難しい。最初は指定管理になるかもしれないが、将来的には民間で稼ぎながら管理運営できればよいと市に提案してきた。
- 田崎委員 公益施設内に観光交流協会の事務局を設置するためにどのような活動をしてきたのか。
- 設計者 どれだけの機能を公益施設に移せるのか検討中である。当初のプランでは、利用者と同じ大きな廊下で活動することを想定していた。
- 田崎委員 大きな廊下では、観光交流協会が単独で事務をするのではないのか。
- 設計者 小さな空間と大きな空間をどう使い分けるのか検討している。
- 山田(け)委員 北小学校多目的棟も同じような構造である。市民と時間をかけてきたのに、この程度ものが市の顔になるのか。
- 設計者 素材ではなく「中にいても外へ発信できること」が大事である。必ずシンボリックな建物になると確信している。
- 主幹 議論を重ねるなかで通路の段差、ラティス構造の安全性など様々な意見をいただき、設計案は日々変わってきている。駅から大規模商業施設に行くデッキでは長久手中央2号公園を見下ろすことができる。公園に人が居れば、関心を持ち人が集まる。そういったことを醸し出せるような建物になればよい。
- 川合委員 フリースペースは、学生の勉強場所になることが予想され、規模を縮小したことで費用は圧縮されたが使いにくくなった。何かイベントを開催するときに勉強している学生に移動してもらうのか。そういうことも含めて考えているのか。
- 主幹 まちの顔にするために計画段階から行政のみではなく、市民を交えながら仕様や規模など議論してきた。学生が勉強のために占拠している公共施設もあるが、規模を小さくすることで目が行き届くようになる。条例や規則で従来と違う形で議会に提示できるようにしたい。
- 伊藤委員 駐車場が無く、出入口からスロープまで距離があるが、設計を大幅に変更するのか。
- 主幹 駐車場設置台数は、美しいまちづくり条例があるため担当課と調整し、設計変更の可能性もある。駅前であるため、公共交通機関を利用してほしい。大幅な変更はないが、外構は変更したい。

- さとう委員 間仕切りを設置できなければ使用料の徴収は難しいと考えるが、大きな廊下に間仕切りを設置したりカギをかけることはできるのか。また、畳のフリースペースの広さはどのくらいか。
- 設計者 和室は、10畳をきるぐらいの広さである。大きな廊下には間仕切りを設ける。大きなスペースと小さなスペースは、間仕切りでエリアを分けたい。建物の1棟貸しができるような議論もしている。
- 主幹 条例には、施設の目的や指定管理の在り方を記載する。部屋は、単なる貸館ではなく、来場した方が4つのテーマの団体が行う自主事業に参加できるようにしたい。
- 委員長 質疑がないようなのでリニモテラス公益施設整備事業の所管事務調査を終了する。

<午前12時20分休憩>

<午後1時30分再開>

## (2) 古戦場公園再整備事業、古民家復元事業

生涯学習課長 古民家復元事業について、「現在進められている国登録有形文化財申請の作業においては、この建物が明治時代に現在地へ移築された時やその後の改修において新たな部材が使用された可能性があり、「長久手市最古」という位置づけで歴史的価値のある建物とすることがふさわしいか疑問がある。また、家屋の著しい老朽化のほか周辺道路、敷地、配置等の立地条件があたえる利用方法に多くの問題が想定され、現在地での保存活用に甚だ疑問を感じる場所である。特に借地であることは、投資効果の点から極めて不安定な要素であり、長期にわたる保存活用への疑問視、事業効果の稀薄性に対する懸念の意見が多数ある。

古民家は現在地での保存活用を進めるのではなく、デジタルアーカイブによる記録保存としその記録の公開、古戦場公園再整備案での部材での一部を再利用した資料館の建築などの再検討を進めることが肝要であり、調査等の作業内容を根本的に見直し、厳しい財政状況の下、身の丈にあった事業をとすることを求める。」との要望に対して、古民家については、これまで、現地で保存することとしていたが、現在、古戦場公園の西側ゾーンに移築することを前提に、移築の際に使用可能な部材を確認する業務を行っている。なお、古民家を文化財として移築する際には、登録時と同じ建物を移築先で復元する必要があるため、多額の費用が必要となる。そのため、国登録有形文化財の申請をしないこととした。古戦場公園では、再利用可能な部材を使い、歴史民俗体験施設として、整備していきたいと考えている。歴史民俗体験施設整備にあたっては、子ども達が、農業を中心とした長久手の人々の暮らしの変遷や、昔の生活を学べる施設にする必要があると考えている。なお、移築工事費については、市の財政状況を踏まえ、コスト縮減を検討していく。

古戦場公園再整備事業について、「西側ゾーンに計画していた民俗資料館が未定となり、当初の「古戦場公園再整備基本計画」が大きく変更された。「古民家復元事業」内の提案でもある古民家の部材・構造を利用した建築物にて対応することを含め、民俗資料館の機能を有した設計にするよう再度検討を求める。」との要望に対して、現地で保存することとしていた古民家については、現在、古戦場公園の西側ゾーンに移築することを前提に、移築の際に使用可能な部材を確認する業務を行っている。また、移築する古民家については、古戦場公園の東側ゾーンに新設予定のガイダンス施設とは別に、歴史民俗体験施設として整備する計画とする。

歴史民俗体験施設として整備する移築古民家には、郷土資料室及び長久手小学校の倉庫に保管されている昔から長久手で使われていた生活道具や農機具等を展示し、来館者が見て、触れて、学べるような施設にしていきたいと考えている。

なお、平成30年度から、市民ワークショップにおいて、古戦場公園内で様々な活動を行う市民組織の設立に向けて取り組んでいる。市民ワークショップの参加者には、歴史民俗体験施設でわらじ作り等の様々な体験活動に携わっていただきたいと考えている。あわせて、これらの活動に必要な技術を持った人材の発掘にも取り組んでいく。

市民ワークショップ参加者には、引き続き、古戦場公園内で行うイベント等の実践を積み重ねながら、歴史民俗体験施設での体験活動の内容を含めて、自分たちで何ができるかということを検討していただき、将来的には歴史民俗体験施設で行う体験活動を含め、古戦場公園全体で活動する市民組織を設立していただきたいと考えている。

今後、歴史民俗体験施設の建設に向けて、体験活動に携わっていただく市民ワークショップメンバーの意見を聞きながら、活動内容の検討や施設の設計に取り組み、歴史民俗資料の効果的な活用を検討していきたい。

富田委員           なぜ事業が令和5年に延期となったのか。国の補助金はどうなるのか。  
生涯学習課長      市の財政状況を踏まえ、ガイダンス施設の建設時期を令和5年度以降に見直した。また、国の補助金については、県を通じて文化庁と調整し、ガイダンス施設の建設時期を見直したとしても、対象事業とする旨の回答をいただいた。

富田委員           財政状況が厳しいのであれば、稼ぐための再整備は理解できるが、新たに施設を整備する必要はあるのか。

生涯学習課長      昭和14年に国指定史跡となったものを埋もれさせるのではなく、次世代にも引き継いでいくべきである。

次長（たつせがある、悩みごと相談、生涯学習担当）

リニモテラスをエリアで捉えた時に、古戦場公園は観光資源となりう

る。歴史的価値がある国指定史跡を含む古戦場公園を再整備するために文化庁と協議して保存活用計画を策定した。長久手古戦場駅中心のまちづくりを進めるにあたり、古戦場公園を市の顔として整備を進めていく。

富田委員 市の顔となるものが2、3つあるということか。

次長（たつせがある、悩みごと相談、生涯学習担当）

公益施設も含めたエリアマネジメントを考えている。

山田(か)委員 歴史民俗体験施設では、どのような体験活動をするのか。

生涯学習課長 現在、ワークショップを実施し、参加者が自発的に活動し、古戦場公園でイベントを実施している。今後、ワークショップ参加者にも携わっていただきながら、わらじ作り、郷土料理を作ること等を検討していきたい。

山田(か)委員 古民家を古戦場公園に移築することを前の所有者に説明したか。

生涯学習係長 前の所有者に説明して、理解いただいた。

山田(け)委員 移築費はどれくらいか。

生涯学習係長 現在、母屋の梁、柱の状態を調査する業務を進めており、調査結果を踏まえ移築費の概算費用を算定する。

委員長 いつまでに算定できるのか。

生涯学習課長 調査は令和元年度末までに、概算費用算定は令和2年度以降に行う。

川合委員 国登録有形文化財の登録を止めるのであれば新しく建てた方が安いのではないか。

生涯学習課長 建物全体ではなく、使用できる部材は活用したい。

川合委員 公益施設よりも民俗資料館を先に造る必要がある。子ども達に本物の民俗資料などを使って長久手の歴史を教える必要がある。古民家の鳥居建て部分を使用して建物を造らなくても、鳥居建てがわかるように展示物として残せばよいと思うが、どうか。

課長補佐 そのとおりである。子どもが体験学習できる施設にするため、一刻も早く整備を進めたい。なお、古民家を移築する際には、鳥居建て建築の柱や梁を活用したいと考えている。

田崎委員 執行部が視察した豊田市の三州足助屋敷は、建物だけではなくまちなみも視察したと聞いているが、長久手の参考にならないと思うが、なぜ視察したのか。

生涯学習係長 三州足助屋敷周辺のまちなみを視察したのではなく、今後、歴史民俗体験施設で行う体験活動の参考とするために視察した。

田崎委員 同様な体験学習ができる平成こども塾との棲み分けはどのようなか。

生涯学習課長 平成こども塾で体験できる五平餅づくり、餅つきなどと似通った部分もあるが、古戦場公園に集まった老若男女が、体験活動を通じてつながりづくりをできればと考えている。

ささせ委員 今までに使ったワークショップの費用と、ワークショップで出た意見の活用方法はいかがか。また、事業を令和5年へ延期したことによる市民の反応はどのようなか。

生涯学習係長 概算で1,000万円である。意見は、歴史民俗体験施設での体験内容も含めて、古戦場公園で市民ができる活動内容を決定する際の参考にする。また、ガイダンス施設の建設時期が令和5年度以降に延期されて残念だが、引き続きワークショップに参加したいという意見もあった。

ささせ委員 ワorkshopでの参加者の取り組み状況を見て、どのように感じたか。

生涯学習係長 自発的に活動している状況を見てみると、今後の市民組織設立に向けて手応えを感じている。

富田委員 公益施設と古戦場公園で行おうとしていることが重複しているように思える。同じような施設は複数いらないと考えるがどうか。

次長（たつせがある、悩みごと相談、生涯学習担当）

古戦場公園の西側ゾーンに整備を予定している歴史民俗体験施設は、長久手小学校で保存されている民俗資料を適切に保存活用するためのものであり、古戦場公園再整備基本計画に位置付けている。小学校3、4年生の総合学習で昔の生活体験を行っているが、長久手で使われた本物の民俗資料を見せることができる。加えて、昔ながらのわらじ作り、郷土料理作りなどの体験もできる歴史民俗体験施設を造りたい。平成こども塾と重複する部分もあるが、平成こども塾は主に自然体験学習であり、今回は民俗体験である。公益施設のような広域施設とは、機能が異なるため、どちらも必要であると考えます。

富田委員 長久手小学校に保存してある民俗資料は見ることはできるか。

生涯学習課長 申し出ていただければ可能である。

委員長 委員会として後日視察することとしたい。

伊藤委員 建物の記録は残さないといけないと思うがどうか。

生涯学習課長 写真で後世に伝えていきたい。

さとう委員 公益施設の図面にはかまどがあり、古民家にもかまどが設置されると重複しないか。また、小学校の授業時間は限られるが、誰が歴史民俗体験施設に来るのか。平成こども塾など取り合いにならないか。

生涯学習課長 市内小学校では、小学校3、4年生を対象として、地域の歴史を学ぶ授業を行っている。そういった授業の時間を活用して歴史民俗体験施設を見学してもらうことも考えられる。平成こども塾と子どもの取り合いにはならないと考える。

くらし文化部長

公益施設にかまどを設置するかは未定であり、歴史民俗体験施設にかまどを設置するかも今後の設計作業で検討を進めていく。長久手小学校の倉庫に保管している民具に釜があるため、活用できるか検討する。

さとう委員 事業が令和5年度に延期となったが、ガイダンス施設の展示内容や施設のレイアウト、所管事務調査での指摘事項は改善されるのか。

課長補佐 今年度行っている実施設計で再検討している。

委員長 質疑がないようなので古戦場公園再整備事業、古民家復元事業の所管

事務調査を終了する。

<午後 2 時 32 分休憩>

<午後 2 時 45 分再開>

## 2 パートタイム会計年度任用職員について

人事課長

従来の嘱託員及び臨時的任用職員は、近隣の状況や最低賃金を考慮して各市町が独自で制度設計していた。会計年度任用職員では、同一労働同一賃金の考え方により正規職員と同じ給料表を使用して給与額を決めている。給与額は豊明市、日進市、みよし市、東郷町で進めている尾三連携で協議して一般事務補助員と保育士は同じ号給を使用することとしている。月給の嘱託員は会計年度任用職員制度移行後も月給、時間給の臨時的任用職員は移行後も時間給となる。制度の移行により新たに週 15.5 時間以上勤務する方は期末手当が支給される。支給割合は正規職員と同じ 2.6 月である。ただし、令和 2 年度は 6 月分 0.39 月、12 月分 1.3 月、合計 1.69 月となる。令和 2 年 12 月以前から勤務していれば令和 3 年度は満額で支給される。

一般事務嘱託員は、週 30 時間勤務で 1 級 9 号給に位置付けられ、月給 13 万 1,914 円となる。上限は 1 級 17 号給の月給 14 万 1,282 円である。一般事務補助員は、週 30 時間勤務で 1 級 1 号給に位置付けられ、時給 987 円となる。上限は 1 級 9 号給の時給 1,046 円である。保育士業務嘱託員は、週 37.5 時間勤務で 1 級 21 号給に位置付けられ、月給 18 万 2,777 円となる。上限は 1 級 29 号給の月給 20 万 874 円である。保育士（時間給）は、週 37.5 時間勤務で 1 級 17 号給に位置付けられ、時給 1,121 円となる。上限は 1 級 25 号給の時給 1,231 円である。保育士（早朝時間対応）は、週 5 時間勤務で 1 級 19 号給に位置付けられ、時給 1,141 円となる。上限は 1 級 27 号給の時給 1,253 円である。通常の保育士（時間給）と差をつけるために給料表の位置付けを 2 号給引き上げている。保育士補助員は、週 37.5 時間勤務で 1 級 1 号給に位置付けられ、時給 987 円となる。上限は 1 級 9 号給の時給 1,046 円である。

社会保険の加入条件は、週 20 時間以上、継続して 1 年以上雇用されることが見込まれる、月額 8 万 8,000 円以上、学生等でないこと、年 3 回までの一時金は月額の対象外である。月額 8 万 8,000 円を超えないように仕事をすれば社会保険への加入や配偶者の扶養から除かれることはない。会計年度任用職員制度では、新たに結婚休暇、忌引休暇、夏季休暇は有給休暇として、介護休暇、子の看護休暇、育児休業、育児部分休業は無給休暇として追加される。

田崎委員

早朝時間対応の保育士の時給が下がらないように要綱を定めるとのことだったが、どうなったか。

人事課長

早朝時間対応の保育士は、時間給勤務の保育士よりも給料表の位置付

けを2号給引き上げた。

田崎委員 現給補償になっていない。人材が流出すれば職員全体の負担が増えるがなんとかならないのか。

市長公室長 会計年度任用職員では、必ず給料表に位置付ける必要がある。ただ、現行の時給1,340円まで引き上げるように位置づけると、他の職との整合性がとれなくなる。現行の時給には届かないが、早朝時間対応の保育士は特別な職として2号給引き上げた。

川合委員 結果的に賃下げになるのか。

人事課長 月15.5時間以上勤務する職員は、月収は下がるが、期末手当が支給されるため年収は上がる。

川合委員 下がる対象者は何人か。

人事課長 会計年度任用職員全体で約80人、保育士に限定すると37人である。

川合委員 現給補償はできないということか。

人事課長 条例、規則では現給補償ができない。

富田委員 豊明市、日進市も同じ状況か。

人事課長 本市は保育士の給料が他市よりも高かった。

富田委員 同じ制度だが、市町によって金額が違うということか。

市長公室長 現行の制度は市町村によってバラバラだが、法律により同一労働同一賃金が前提の会計年度任用職員制度に移行する。事務補助、保育士は下がる他の市町はたくさんある。本市は特別に給料表の位置付けを2号給引き上げた。これ以上引き上げると整合性がとれなくなる。

川合委員 他に時給が高いところに人材が流出してしまわないか。

人事課長 賃金は、尾三地区自治体間連携の5市町は同じである。市町ごとの地域手当の支給割合の差で時給にも差が出てくる。

川合委員 保育士ではなく、民間の時給が高い仕事に移ってしまうのではないか。

市長公室長 該当者は給料が下がってしまう。直接説明してご理解いただくしかない。

田崎委員 早朝時間対応の保育士37人がいなくなると、月給の会計年度任用職員や正規の保育士にも負担がかかり、保育サービスが総崩れになる。勤務時間を調整して総支給額を上げることはできないのか。

市長公室長 2号給の引き上げであれば、他の職との整合性がとれる。例えば、1級35号まで引き上げてしまうと月給の保育士よりも単価が高くなってしまう。

石じま委員 現行制度では、早朝は割増で支払っていたが、会計年度任用職員は他の職との関係で支払えなくなったということではどうか。

人事課長 条例で22時から翌5時の勤務には夜間勤務手当を支払うことになっているが、早朝勤務の給料を割増で払う手立てがない。

石じま委員 早朝手当はできないのか。

人事課長 国の基準を条例にあてはめているため難しい。

伊藤委員 時間単価を変えられないのであれば、勤務時間を調整して年収の総額

が増えるように長く働けるようにできないのか。

- 人事課長 人手不足もあるため、勤務時間をのばせるかどうか確認する。  
田崎委員 時間給が下がる保育士に対して、どのように説明するのか。  
人事課長 園長を通じて対象者に伝える。  
田崎委員 対象者に内容がうまく伝わらず、一気に離職しないようにできるか。  
人事課長 私が責任を持って伝える。  
石じま委員 事前に園長などと制度の移行について話し合いをしたか。  
人事課長 予算要求の際に移行することを説明した。  
石じま委員 給料が下がることにより職員が流出する懸念はあったか。  
人事課長 調理員の給料が適正ではないとのことで、見直しを行いご理解いただいた。
- 川合委員 早朝時間対応の勤務時間は決まっているのか。  
人事課長 午前7時30分から午前8時30分である。この時間帯以外にも勤務している方がいるが、早朝時間対応だけの勤務の方もいる。  
議長 減額となる37人は、早朝時間対応のみの人数か。  
人事課長 早朝時間対応のみの方は4人である。それ以外の時間に勤務する方も含めて37人である。
- さとう委員 調理員は減額されるのか。他に減額となる職員はどのような位置付けか。  
人事課長 他に減額となるのは、看護師、介護認定調査員、母子・父子自立支援員である。調理師は、時給970円から1,032円に引き上げられる。
- さとう委員 尾張旭市は、期末手当が支給される基準が15.5時間ではなかった。議案を提出する前に時給が下がる保育士などの対応も検討し決めていた。尾三地区では、検討してなかったのか。  
人事課長 勤務時間は各個人の希望もあるため、検討していない。看護師などの資格所有者は加味して給料を設定している。尾張旭市の会計年度任用職員は、期末手当が支給される基準が違うことは把握している。
- 委員長 質疑がないようなのでパートタイム会計年度任用職員についての所管事務調査を終了する。

## 委員派遣について

- 委員長 令和2年1月28日、29日の2日間で所管事務調査を実施する。1月28日午後1時30分から岐阜県大垣市役所において「市役所庁舎建設事業について」、1月29日午前10時から石川県加賀市役所において「RPA導入による業務効率化への取り組みについて」を調査事項とし、全委員参加とする。本件について、以上のとおり委員派遣とすることに異議があるか。

<異議なし>

- 委員長 異議なしと認める。については、所管事務調査のため1月28日、29日の

両日、岐阜県大垣市及び石川県加賀市へ全委員を派遣することとし、議長へ派遣承認要求書を提出する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 3 時 48 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和元年 12 月 6 日

総務くらし建設委員会委員長 さとうゆみ